**ドイツのGmbH(有限会社\*1) 設立の流れ:**

1) まずは次のことを決めてご連絡下さい。

 会社名(\*2)、会社の住所(\*3)、出資者の氏名、生年月日と住所、出資金の金額(\*4)、

　 出資金払い込み金額、社長の氏名、生年月日と住所、会社の定款(活動内容)。

2) 上の内容でNotar(司法書士)に必要な書類を作成してもらい、確認し合って書類を完成させます。内容がシンプルな場合は比較的に簡単に完成し、複雑な場合は数回のやり取りが必要です。かかる時間は1～4週間程です。

3) 書類が完成したらNotarにてアポを取り、出資者がNotarに出向きます。Notarは書類を読み上げ、間違いや問題がなければ出資者がNotarの前で署名します。その際に弊社の者がお供いたします。かかる時間は1～2時間です。

4) 署名後20～30分程で出来上がる銀行用のGmbH設立の書類を持って、前もってアポを取ってあった銀行に行き法人口座を開設します。法人口座はその場ですぐに開設できます。かかる時間は1時間ほどで、弊社の者がお供いたします。

5) 開設された法人口座に資本金を払い込みます。

6) 口座に資本金が届いたら、口座残高証明書をNotarに送ります。

7) Notarが登記所にGmbHの設立申請を行います。

　(Notarから千ユーロ前後の請求書が届きます)

8) 登記書から届く€170,00の請求書を支払うと設立が完了します(\*5)。

\*1　GmbHは日本語に直訳すれば有限会社となりますが、その形態はドイツでは115万社(2016年)もありダントツで数が多く、最も一般的な法人組織です。日本では多い株式会社の形態は、ドイツではAG(アーゲー)と呼ばれますが、GmbHと比べるとその数はかなり少なく僅か15.500社(同年)しかありません。AGは普通、社員が数千～数万人もいる大手企業になります。

\*2　希望の会社名が、\*2 の住所で既に存在する、あるいは類似の名称の会社が既に存在する、大手有名企業の名称に似ていると認められないなど、まずはその点を確認します。

\*3　お急ぎの場合、事務所を探して賃貸契約にいたるまでにかかる時間を省くには、弊社のシェアオフィーススペース、つまり弊社の住所をご利用いただくことも可能です。

\*4　GmbHの最低資本金は25.000,00ユーロです。少なくともその半分をGmbH設立時に新しく開設した法人口座に入金・送金する必要があります。資本金金額を25.000,00以上に大きくする必要は特になく、最初のランニングコストとしてそれ以上の金額を入金・送金したい場合は資本準備金とします。

\*5　この時に、詐欺まがいの請求書が数通届きますが無視して下さい。